

生徒心得

服装について

標準服を着る

- (1) 制服は黒地の詰襟学生服とする。
女子の学生服は学校指定の紺色のブレザー・スカートまたはスラックスとする。また、男女共に夏は学校指定ワイシャツも可。
- (2) 制服上衣には左に校章、右に科章をつける。
女子は左に校章、科章をつける。
- (3) 校内履き、体育用外履きは所定の靴を用い、通学にはそれ以外の靴を使用する。
- (4) 休暇中に登校する場合も決められた服装で登校すること。
- (5) 授業中はそれぞれに定められた服装以外のものは着用しない。
- (6) やむなく異装する場合は学級担任の許可を得る。
- (7) 頭髪は見苦しくないように、パーマ、毛染等の加工をこらしてはならない。

校内生活について

明朗な学校生活を送るよう各自自覚し、規律正しく行動しよう。

- (1) 欠席、遅刻、早退、忌引きの時は学級担任に届け出承認を得る。
- (2) 放課前にやむなく校外に出る時は学級担任の許可を得る。

運転免許の取得について

- (1) 原付免許取得のための受験は、1年の3学期終業式以降の休業中に行うこと
- (2) 自動二輪の免許取得は禁止する。
- (3) 普通運転免許取得のための受験は、3年夏休み以降の休業中に行うこと。
在学中は、四輪の運転をしないこと。
- (4) 運転免許を取得した場合は、所定の免許取得届に記入し担任に提出すること。

バイク等の運転について

バイク等の運転は事故を起した場合人命にかかわるものであるから交通法規をよく守り、安全に留意すると共に常に慎重な運転を行う。

- (1) バイクは排気量50cc以下とする。
- (2) バイクの通学希望者は所定の用紙で担任を経て係に届け出、許可を得る。
- (3) バイク通学は直線距離4km～16kmの範囲を認める。
- (4) 許可を得たバイクには学校所定のステッカーを見やすい所に貼付する。
- (5) 違反事故を起した場合直ちに学級担任に連絡する。
- (6) バイクの貸借はしない。

アルバイトについて

- (1) アルバイトは以下の場合を除き禁止とする。
- ① 家庭の事情によりアルバイトが必要な場合
 - ② 長期休業中に限り、部活動、補習、資格取得などに影響がない場合
- (2) ①もしくは②に該当する場合、学級担任と十分話し合い、「アルバイト願」に必要事項を記入の上学級担任に提出し、担任、生徒指導部、教頭、校長の承認を得る。

ただし、下記に該当するときはいかなる場合も承認しない。

- ① 欠点科目のある者（学期毎）
- ② 酒類を提供する場所
- ③ 危険を伴う勤務
- ④ 8時間以上におよぶ勤務
- ⑤ 深夜にわたる勤務（午後10時以降）
- ⑥ 住み込みの場合
- ⑦ その他生徒として好ましくない場所での勤務（露店、風俗営業等）

その他

- (1) 生徒手帳、身分証明書は常時所持する。
- (2) 旅行、登山、キャンプに行くときは所定の用紙に記入の上学級担任に届け出る。
- (3) 風紀上害のある飲食店、遊技場等に入入りしない。

頭髪服装指導基準

1 指導基準

①頭髪等の身だしなみについて

- ・男子生徒 前 : 目にかからない。
横 : 耳にかからない。
後ろ : 襟にかからない。
全体 : 極端な刈り上げ、奇抜な髪型は指導の対象とする。
髭は伸ばさず、清潔感を保つ。

- ・女子生徒 前 : 目にかからない。
全体 : 化粧等はしない。

- ・共通事項 脱色、パーマなどによる変形等は禁止とする。
ピアス、ネックレス等の装身具は禁止とする。

②制服について

- ・男子は標準型学生服（認証マーク付き）とする。
- ・女子は学校指定の紺のスーツとする。また、スカートとスラックスを選ぶことができる。
- ・上着の裾からシャツ・ブラウス・セーターなどの裾を出さない。
- ・スカート丈は、膝が隠れる丈とする。
- ・授業中はそれぞれ定められた服装以外のものは着用しない。
- ・冬季の防寒用として上着の中に「ベスト」「セーター」等を着ることを認める。ただし、色は紺もしくは黒とする。

〈夏制服について〉

- ・男子は標準型学生ズボン（認証マーク付き）・学校指定ワイシャツ（校章入り）を着用する。
- ・女子は学校指定の紺のスカートまたはスラックス・学校指定ブラウス（校章入り）を着用する。また、学校指定の紺のニットベストを着用しても良い。